

【中国】農民專業合作社法の改正

海外立法情報課長 岡村 志嘉子

* 2017年12月27日、中国の農業協同組合組織である農民專業合作社の機能強化とそれによる農業経営の近代化、農村の経済発展等を目的として、農民專業合作社法が改正された。

1 背景と経緯

中国の農業は、個々の農家による請負経営を基本とする。近年、急速な経済発展に伴い農業においても市場競争が激しくなる中で、農業経営の基盤強化、生産拡大、所得向上等のための新たな取組として、農民專業合作社を設立する動きが加速している。農民專業合作社（以下「合作社」）とは、同種の農産物の生産農家やその仲買人等が農産物の販売、農業資材の購入等を共同で行うために自発的に結成する協同組合組織で、特定の生産物の販売・購買事業のみを行う日本の専門農協に類似したものである。都市と農村の格差是正を重要な政策課題とする中国政府も、農村部の経済発展のため、様々な施策を講じてこの取組を後押ししている。

法制面では、農民專業合作社法が2007年に施行されている。これにより合作社に法人格が与えられ、合作社は中国における新たな農業経営の主体としての地位を確立し、市場への参入を加速した。中国農業省の統計によれば、2017年11月末現在、登記済みの合作社の総数は約200万組織（2007年の76倍）、加入農家は国内農家総数の半数に近い約1億戸に達している。最近では、同種の農産物に限らず経営範囲を拡大し、総合的なサービスの提供を行うなど、当初の想定を越えた発展を遂げている合作社も少なくない。また、複数の合作社の連合組織も既に7,200余り設立され（合作社9.4万組織、農家560万戸がこれに含まれる。）、経営の多角化、大規模化が進められている。一方で、管理体制や財務処理に問題のある合作社が存在するなど、課題も顕在化してきている。

このような状況変化の中で、現行法の多くの規定が合作社の実態に適合せず、法の実効性の確保が難しくなってきた。そこで、同種の農産物に限定するという業務範囲に関する現行規定の撤廃を始め、合作社を取り巻く状況の変化を十分に反映した形でその機能強化、最適化、経営合理化等を一層推進するため、法改正が行われることになった。同法改正案は、2017年6月、第12期全国人民代表大会常務委員会第28回会議に提出されて第1回審議が行われ、その後意見公募、修正を経て同年12月の同第31回会議で第2回審議の後、12月27日に可決、成立した（2018年7月1日施行）。

成立した改正法¹は全10章74か条から成る。改正前の全9章56か条と比較すると、合作社の連合組織について定める1章（8か条）が新設され、全体の条数も増加している。

2 改正法の構成と主な内容

(1) 構成

第1章：総則（第1条～第11条）、第2章：設立及び登記（第12条～第18条）、第3章：

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年3月9日である。

¹ 「中华人民共和国农民专业合作社法」中国政府法制信息网 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/12/28/art_11_207052.html>

構成員（第 19 条～第 28 条）、第 4 章：組織機構（第 29 条～第 38 条）、第 5 章：財務管理（第 39 条～第 45 条）、第 6 章：合併、分割、解散及び清算（第 46 条～第 55 条）、第 7 章：農民專業合作社連合（第 56 条～第 63 条）、第 8 章：支援措置（第 64 条～第 68 条）、第 9 章：法的責任（第 69 条～第 72 条）、第 10 章：附則（第 73 条～第 74 条）。

（2）立法目的

合作社の組織と活動に係る規則の整備、合作社の発展の奨励・支援、合作社とその構成員の合法的権利利益の保護、農業と農村の近代化推進を目的とする（第 1 条）。

（3）定義及び基本原則

合作社とは、農家による生産請負制を基盤として、農産物の生産経営者又は農業生産経営関連サービスの提供者・利用者が自発的に連合し、民主的に管理を行う互助的経済組織をいう（第 2 条）。合作社は、①構成員は農民を主体とする、②構成員へのサービスを目的とし、共同利益を追求する、③加入・脱退は自由、④構成員の地位の平等と民主的な管理を確保する、⑤剰余金は取引高に応じて構成員に分配することを原則とする（第 4 条）。

（4）業務内容

合作社はその構成員を主たるサービス対象とし、①農業資材の購買・使用、②農産物の生産、販売、加工、輸送、貯蔵及び関連サービス、③農村民芸品、レジャー農業、アグリツーリズムの開発・経営、④農業生産経営関連の技術・情報・施設運営に係るサービスのうちのいずれか又は複数の業務を行う（第 3 条）。業務を行うに当たっては、法と社会道徳を守らなければならない、定款の規定と関連のない業務に従事してはならない（第 8 条）。

（5）設立・構成員等

合作社は法人登記を行い（第 5 条）、国は市場において合作社の平等な法的地位を保障する（第 7 条）。合作社は、国の関係規定に基づき年度報告を登記機関に提出し、かつそれを社会に公表することが義務付けられる（第 17 条）。合作社が 2 年間連続して経営活動を行わなかったときは、営業許可が取り消される（第 71 条）。また、合作社は、法に基づき企業に投資することができ、その出資額を限度として当該企業に対し責任を負う（第 18 条）。

民事行為能力を有する国民、及び合作社の業務と直接関係する生産経営活動に従事する企業・団体等は、合作社の提供するサービスを利用することができ、合作社の定款を承認・遵守し、定款に定める加入手続を行った者は、合作社の構成員となることができる（第 19 条）。構成員総数の 80%以上は、農民でなければならない（第 20 条）。また、合作社の構成員は、現金のほか、現物、知的財産権、土地経営権等により出資を行うことができる（第 13 条）。

（6）行政による支援

国は、財政支援、税制優遇、関連振興政策の実施等により、合作社の発展を促す（第 10 条）。県級以上の人民政府は、合作社の発展のための総合的な施策を講じなければならない（第 11 条）。中央及び地方政府は、合作社が実施する情報提供、研修、農産物認証、農業生産インフラ整備、マーケティング、技術指導等のサービスに対し財政支援を行うと同時に、法に基づきその用途に対する監督を強化しなければならない（第 65 条）。

（7）農民專業合作社連合

合作社は、生産・サービスの規模拡大、市場競争力の向上等のため、連合組織を設立することができる（第 9 条）。連合組織は、3 以上の合作社が自発的に出資することにより設立することができる（第 56 条）、個別の合作社と同様に法人登記を行う（第 57 条）。